**（３）合同滞納整理業務の取組状況について**

資料３

|  |  |
| --- | --- |
| **実施**  **状況** | ア　「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム（中央・船場徴収班）」において、次のとおり法人関係税の府・市重複滞納事案の処理に取り組んだ。  （ア）取組体制  大阪府中央府税事務所職員及び大阪市船場法人市税事務所職員で構成  （相互併任制度を活用し、府職員は市職員を市職員は府職員を併任）  （イ）主な取組内容（令和２年５月末現在）  　　　・中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供  ＜取組実績＞  情報提供：280件  船場法人市税事務所での処理：179件、45,244,133円  　　　・船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供  ＜取組実績＞  情報提供：62件  　　中央府税事務所での処理：53件、5,255,724円  【参考】  平成30年度の取組状況（令和元年５月末）  　　　・中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供  ＜取組実績＞  情報提供：198件  船場法人市税事務所での処理：111件、85,021,955円  　　　・船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供  ＜取組実績＞  情報提供：35件  　　中央府税事務所での処理：32件、4,051,989円  イ　合同研修について、昨年度、当初新任者研修において実施を予定していたが、人事異動等により実施が出来なかったため、９月に自治大学校研修及び地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修参加者による伝達研修を合同開催とし、参加者アンケート結果でも概ね好評であった。 |
| **今年度の取組** | ア　中央・船場徴収班の合同滞納整理の取組みを継続して実施する。  イ　合同研修について、昨年度の実施状況を踏まえ、今年度も、同内容の合同研修を9月8日（火）に実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、伝達対象としている研修がそれぞれ延期されていることもあり、実施が困難となっている。そのため、今後、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、他の実施可能な取組みについて検討していきたい。 |